

広島県告示第八百十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第八十号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県広島地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年七月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	変 更 後 の 区 域
<p>広島農業振興地域</p>	<p>広島市安佐北区白木町のうち、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号二八、三四、四六一、四六四及び官行造林地のうち大宇秋山字大槌山六四、字藪山四八五、字垣上山一四八番地の一、大宇市川字三度木山八八六番地（ただし、一、一一、一五）の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた白木町の民有林の林班番号二〇、六九、七二、一二〇から一二九まで、一三二、一三三、一三六、一三八の区域）に該当する土地の区域を除いた区域。</p> <p>広島市安佐北区上深川町、小河原町及び狩留家町のうち、別図で黄色に着色した部分（平成七年広島県告示第千三百三十三号〔昭和四十六年に指定された都市計画区域を含む〕及び平成十六年広島県告示第七百九十一号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号三四から三七までの区域）、別図で赤色に着色した部分（平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた旧高陽町の民有林の林班番号四九（ただし、四〇二番地から四二九番地まで、四三二番地及び四三九番地）、五二から五四まで、五五（ただし、四三九番地）、五六（ただし、五三二番地の一）、六一、六四、六八、七〇、七一（ただし、六六〇番地の一から三まで及び六八一番地の一）の区域）に該当する土地の区域を除いた区域。</p> <p>広島市安佐北区可部町のうち、大字大林字洗川、柳河、蛇池、弓場及び堂ヶ原に該当する土地の区域。</p> <p>広島市安佐北区安佐町のうち、別図で黄色に着色した部分（平成十六年広島県告示第七百九十一号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号二六、四九から五二まで、五五から五七までの区域）、別図で赤色に着色した部分（平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた安佐町の民有林の林班番号五、一から一六、二三から二五、三九、五五、五六、六〇、七二、七五、七八、八〇、八二、八四から九一まで、九三、一〇七、一一五、一一六、一一八、一一九、一二三から一二八まで、一三六、一三八、一四三、一四八のろ、一四九のろ及び一五四の区域）に該当する土地の区域を除いた区域。</p> <p>広島市安佐南区沼田町旧戸山村のうち、別図で赤色に着色した部分（平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた沼田町の民有林の林班番号一から六〇までの区域）に該当する土地の区域を除いた区域。</p>

広島市安芸区阿戸町のうち、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号五五四、五五五、五五六及び五六二の区域)、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた阿戸町の民有林の林班番号一「ただし、れ、そ及びつを除く」の区域)に該当する土地の区域を除いた区域。

広島市佐伯区五日市町のうち、別図で黄色に着色した部分(昭和四十六年広島県告示第百五十九号、昭和五十四年広島県告示第百四号、昭和六十二年広島県告示第百八十四号、平成三年広島県告示第千七百七十一号、平成四年広島県告示第千五百一十一号、平成七年広島県告示第千七百三十三号、平成十一年広島県告示第千七百七十二号、平成十二年広島県告示第千八百七十六号及び平成十六年広島県告示第千七百九十一号で定められた都市計画の市街化区域)、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号六八の区域)、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた五日市町の民有林の林班番号二、四から一〇まで、一三から一七まで、一九、二一、三〇から三三まで、五三から五六まで、六三、七一から七五まで及び八二の区域)、別図で青色に着色した部分(平成十六年広島県告示第千七百九十三号及び広島市報第百三十八号で定められた港湾法に基づく臨港地区)に該当する土地の区域を除いた区域。

広島市佐伯区湯来町のうち、別図で紫色に着色した部分(平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号二〇一から二一八まで、二三四及び二三五の区域)、別図で赤色に着色した部分(平成十七年広島県告示第千三百四十八号で太田川地域森林計画に定められた湯来町の民有林の林班番号一一、一三から一七まで、一九から二二まで、二六から三〇まで、四〇、四一、四二、四三、四六から五三まで、五七から五九まで、六一から六七まで、七七から七九まで、八四、八五、八八から九九まで、一〇二、一〇四から一〇九まで、一一二、一一三、一一五から一二三まで、一二五から一三三まで、一三五から一三八まで、一四〇から一四三まで、一四六、一四八から一五三まで、一五六から一七五まで、一七七から一七九まで、一八九及び一九〇の区域)に該当する土地の区域を除いた区域。

(別図略)